



平成 25 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社A. Cホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 金井 壮  
(コード：1783 ジャスダック)  
問合せ先 取締役統括部長 南野 利明  
(TEL 03-5473-7722)

## 訂正有価証券報告書等の提出及び過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 18 日に「過年度有価証券報告書、決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 23 年 9 月期に、連結財務諸表における関係会社株式の評価に関する会計上の誤謬について、当時の会計基準に基づき一括して過年度修正を行っていたところ、改めて当該関係会社株式の取得時に遡及して訂正処理を行うことといたしました。また、今般、当社は、不動産競売の落札の際に費用等を二重計上する等の誤謬についても、併せて訂正することといたしました。

当社は、これらの訂正につき、過去に提出した有価証券報告書等の訂正作業を進め、本日、訂正有価証券報告書等を関東財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等を訂正いたしましたので、お知らせいたします。

なお、今回の訂正による過年度業績等への影響につきましては、下記「7. 各連結会計年度及び事業年度の訂正の概要」のとおりであります。

### 記

#### 1. 本日提出した訂正有価証券報告書、訂正半期報告書及び訂正四半期報告書

訂正有価証券報告書	第62期	(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
訂正半期報告書	第63期中間期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)
訂正有価証券報告書	第63期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)
訂正四半期報告書	第64期第1四半期	(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
訂正四半期報告書	第64期第2四半期	(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
訂正四半期報告書	第64期第3四半期	(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
訂正有価証券報告書	第64期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
訂正四半期報告書	第65期第1四半期	(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
訂正四半期報告書	第65期第2四半期	(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
訂正四半期報告書	第65期第3四半期	(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
訂正有価証券報告書	第65期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
訂正四半期報告書	第66期第1四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
訂正四半期報告書	第66期第2四半期	(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
訂正四半期報告書	第66期第3四半期	(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
訂正有価証券報告書	第66期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
訂正四半期報告書	第67期第1四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

訂正四半期報告書	第67期第2四半期	(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
訂正四半期報告書	第67期第3四半期	(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
訂正有価証券報告書	第67期	(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

## 2. 本日提出した訂正内部統制報告書

訂正内部統制報告書	第64期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
訂正内部統制報告書	第65期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

(注) 平成25年10月18日付当社「過年度有価証券報告書、決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」にて、第66期についても訂正内部統制報告書を提出する旨をお知らせしておりましたが、第66期については、訂正はありませんでした。

## 3. 本日提出した決算短信等

決算短信	第62期	(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
中間決算短信	第63期中間期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)
決算短信	第63期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)
四半期決算短信	第64期第1四半期	(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期決算短信	第64期第2四半期	(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
四半期決算短信	第64期第3四半期	(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
決算短信	第64期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
四半期決算短信	第65期第1四半期	(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
四半期決算短信	第65期第2四半期	(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
四半期決算短信	第65期第3四半期	(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
決算短信	第65期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
四半期決算短信	第66期第1四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期決算短信	第66期第2四半期	(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
四半期決算短信	第66期第3四半期	(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
決算短信	第66期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
四半期決算短信	第67期第1四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
四半期決算短信	第67期第2四半期	(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
四半期決算短信	第67期第3四半期	(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
決算短信	第67期	(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

## 4. 訂正の経緯及び理由

当社は、連結財務諸表における関係会社株式につき持分法を適用しているところ、平成23年9月期第1四半期(平成22年10月1日～平成22年12月31日)に、過年度の持分法によるのれんの処理を見直したことにより、関係会社株式の評価方法の一部誤り(以下「本件事象」といいます。)を発見しました。本件事象は平成19年9月期、平成20年9月期の持分法適用会社に係るのれんの減損損失の計上に関する処理における誤謬および平成23年9月期までのその他有価証券評価差額金、土地再評価差額金、為替換算調整勘定の増減を反映させなかったため帳簿価格と持分比率に差が生じたものであります。

当社は、この時点では、誤謬の発生時に遡って財務諸表の訂正を行うことを定めた企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用が開始される前であったこと(同会計基準第23項)から、本件事象に係る適正な会計処理としては、過年度遡及訂正は不要と判断し、平成23年2月9日付当社「営業外損失(連結)の発生、特別利益(連結)の発生及び平成23年9月期第2四半期累計期間(連結)・通期(連結)業績予想の修正に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成23年

9月期第1四半期に一括して修正益（持分法過年度修正益）として4億27百万円を特別利益として計上する方法で訂正処理をいたしました。

そうしたところ、今回、財務省関東財務局から本件事象に関する過年度遡及訂正の要否に関する当社の認識について照会を受けました。当社としては、かかる照会に対し、当初は、上記のとおり本件事象の適正な会計処理として平成23年9月期に一括して過年度修正益を計上しており、過年度遡及訂正は不要であると認識していることを伝えました。もっとも、その後、一括して過年度修正を行うことが当時の会計処理としては適正だったとしても、昨今における不適切な会計処理の発覚に伴う研究報告等のガイドラインや開示検査当局の報告などを総合的に勘案すると、発生時に遡及して訂正することが、より投資家の皆様にとって、親切・丁寧なディスクロージャーであるとの考えが一定の合理性を有していると考えました。

加えて、当社において、次の3点の過年度の会計処理上の誤謬が明らかになりました。

第1に、当社が新香木原カントリークラブの土地及び建物を競売で落札する際に、競売買入金納付額9百万円のうち、差押登記登録免許税5百万円を、平成21年9月期に「租税公課」として既に計上したにもかかわらず、翌平成22年9月期においても誤って当該金額を「支払手数料」として二重計上しました。そのため、結果的に差額として算出される「競売による配当益」と「支払手数料」とで両建て計上される結果となっております。これについて、誤謬が発生した平成22年9月期に遡って相殺処理を行いました。

第2に、姫路相生カントリークラブの土地及び建物に係る競売手続において平成22年6月に返還された予納金2百万円を、本来であれば競売費用の戻りであるため支払手数料の減額として計上すべきところ、誤って雑収入として計上しておりました。これについても、誤謬が発生した平成23年9月期に遡って、雑収入を減額して支払手数料を同額、減額する処理を行いました。

第3に、連結子会社であった株式会社ランデヴーの株式を平成20年9月期に外部に売却した際に、同社に関連する連結剰余金の差額31百万円を「連結除外に伴う連結剰余金減少」として処理していました。しかし、本来は、連結上での「子会社株式売却益」3億54百万円と個別上の同子会社に対する債権に対応して計上されていた貸倒引当金が連結上でも顕在化することに伴う「貸倒引当金繰入額」3億23百万円とで処理すべきものでした。したがって、「連結除外に伴う連結剰余金減少」を取り消して、「貸倒引当金繰入額」及び「子会社株式売却益」を新たに計上する修正処理を行いました。

当社は、今回、以上の各事項について訂正処理を行い、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び内部統制報告書並びに決算短信及び四半期決算短信について、訂正をすることとしたものです。

## 5. 再発防止策

上記4の各誤謬が発生した経緯及び理由を踏まえ、当社は再発防止策として次のとおり会計処理に係る各施策を実行しております。

### (1) 連結財務諸表の確認方法の改善

四半期決算の際に用いる連結財務諸表チェック・リストを改定し、関係会社株式の理論値と簿価との比較を行う項目を追加いたしました。

また、持分法計算表スプレッドシートを改定し、関係会社の純資産額及びAC持分理論値、並びに帳簿

価格との差額を容易に確認することができる形式に変更いたしました。

(2) 会計処理に係る社内規程の拡充

平成19年9月期に上記4の会計処理上の誤謬が発生した当時は、会計処理に関する社内規程としては、①経理規程及び②勘定科目取扱要領が存在するに止まっていたましたが、その後、現在までに新たに③経理規程細則、④決算実施細則及び⑤決算・財務報告の判断および処理基準を策定しており、これら規程等について遵守徹底しております。

(3) 会計業務に係る人員体制の強化

当社経理部の人員構成は、平成19年9月期に上記4の会計処理上の誤謬が発生した当時は、所属部員数が2名に止まっていたました。上記4のとおり、会計処理上の誤謬の原因の一つとして会計業務の人員不足が挙げられることに鑑み、その後人員補充を行い、現在まで所属部員数は4名まで増員しており、今後さらに経理業務経験を有する従業員1名を補充して合計5名の体制とする予定です。

(4) 連結決算等に関する知識及び経験の充実化

上記4のとおり、当社の会計処理上の誤謬の一部は、子会社株式の売却及び複数回の追加取得、それに伴う持分変動など、非定型的取引に係る連結決算上の会計処理について発生いたしました。当該誤謬が発生した一因として、当社経理部において、連結決算に係る会計処理、並びに競売による不動産の取得などの非定型的取引に関する知識及び経験が必ずしも十分ではなかったことが挙げられるものと考えております。そこで、現在では、経理部全体で連結決算に関する知識及び経験の一層の充実を図っております。

6. 業績への影響

当該訂正の対象となる財務諸表は、第67期（平成23年10月1日から平成24年9月30日）までの期間に係るものに限られますので、第68期（平成24年10月1日から平成25年9月30日）の業績への影響はございません。

7. 各連結会計年度及び事業年度の訂正の概要

(単位：百万円)

期	項目	連結			個別		
		A	B	C	E	F	G
		訂正前	訂正後	影響額 (B-A)	訂正前	訂正後	影響額 (F-E)
平成19年 9月期 通期	売上高	4,841	4,841	-	918	918	-
	営業利益	▲60	▲60	-	33	33	-
	経常利益	▲38	▲10	28	330	330	-
	当期純利益	▲4,422	▲4,309	113	▲2,747	▲2,747	-
	総資産	15,973	16,116	143	16,221	16,221	-
	純資産	14,605	14,748	143	16,056	16,056	-
平成20年	売上高	4,387	4,387	-	1,036	1,036	-

9 月期 通期	営業利益	24	24	-	161	161	-
	経常利益	▲ 497	▲ 478	19	171	171	-
	当期純利益	▲ 2,279	▲ 2,141	138	▲ 1,417	▲ 1,417	-
	総資産	13,232	13,623	391	14,910	14,910	-
	純資産	11,972	12,362	390	14,621	14,621	-
平成 21 年 9 月期 通期	売上高	3,736	3,736	-	866	866	-
	営業利益	▲ 181	▲ 181	-	▲ 52	▲ 52	-
	経常利益	▲ 26	▲ 20	6	▲ 23	▲ 23	-
	当期純利益	▲ 3,505	▲ 3,499	6	▲ 5,450	▲ 5,450	-
	総資産	9,696	10,078	382	9,420	9,420	-
	純資産	8,481	8,863	383	9,185	9,185	-
平成 22 年 9 月期 通期	売上高	2,804	2,804	-	262	262	-
	営業利益	▲ 326	▲ 326	-	▲ 165	▲ 165	-
	経常利益	▲ 520	▲ 513	7	▲ 155	▲ 155	-
	当期純利益	▲ 844	▲ 837	7	▲ 688	▲ 688	-
	総資産	8,752	9,156	404	8,769	8,769	-
	純資産	7,638	8,042	404	8,519	8,519	-
平成 23 年 9 月期 通期	売上高	2,882	2,882	-	260	260	-
	営業利益	▲ 564	▲ 556	8	▲ 288	▲ 280	8
	経常利益	▲ 512	▲ 507	5	▲ 405	▲ 400	5
	当期純利益	398	▲ 27	▲ 425	▲ 673	▲ 672	1
	総資産	9,141	9,142	1	7,968	7,969	1
	純資産	8,002	8,003	1	7,844	7,845	1
平成 24 年 9 月期 通期	売上高	3,284	3,284	-	338	338	-
	営業利益	▲ 290	▲ 290	-	▲ 282	▲ 282	-
	経常利益	▲ 491	▲ 491	-	▲ 257	▲ 257	-
	当期純利益	▲ 611	▲ 612	▲ 1	▲ 399	▲ 400	▲ 1
	総資産	8,631	8,631	-	7,530	7,530	-
	純資産	7,405	7,405	-	7,451	7,451	-

#### 8. 内部統制報告書の訂正の内容

上記 2 の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には\_を付して表示しております。

(1) 第 64 期内部統制報告書

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、決算財務報告プロセスの見直し、人材育成教育の充実を図ることで、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 当社は、連結財務諸表における関係会社株式につき持分法を適用しておりますが、平成 23 年 9 月期第 1 四半期に過年度の持分法によるのれんの処理を見直した際に、関係会社株式の評価方法に一部誤り（以下「本件事象」といいます。）を発見いたしました。

本件事象が発生した要因は、当社において、会計に関する専門的な知識が不足していたこと、適正な会計処理を行うための相互牽制体制が構築されていなかったことによるものであり、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の一部に重要な欠陥があったと認識しております。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、決算財務報告プロセスの見直し、人材育成教育の充実を図ること、また、適切な会計処理をより確実に実行するための業務処理体制の構築として社内規程の整備及び人員の増強等を推進することで、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

(2) 第 65 期内部統制報告書

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

(1) 省略

(2) 省略

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、全社的な内部統制の評価範囲及び決算財務報告プロセスの見直しを行い、グループ全体としての統制環境の強化を図る所存であります。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

(1) 省略

(2) 省略

(3) 当社は、連結財務諸表における関係会社株式につき持分法を適用しておりますが、平成 23 年 9 月期第 1 四半期に過年度の持分法によるのれんの処理を見直した際に、関係会社株式の評価方法に一部誤り（以下「本件事象」といいます。）を発見いたしました。

本件事象が発生した要因は、当社において、会計に関する専門的な知識が不足していたこと、適正な会計処理を行うための相互牽制体制が構築されていなかったことによるものであり、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の一部に重要な欠陥があったと認識しております。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、全社的な内部統制の評価範囲及び決算財務報告プロセスの見直しを行い、グループ全体としての統制環境の強化を図る所存であり

ます。

また、適切な会計処理をより確実に実行するための業務処理体制の構築として社内規定の整備及び人員の増強等を推進することで、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

以 上